

**令和 2 年度予算  
地方消費税交付金（社会保障財源化分）  
が充てられる社会保障施策に要する経費**

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）率が 5 % から 8 % へ引き上げられ、また、令和元年 10 月 1 日より 8 % から 10 % へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、「社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされております。

（地方税法第 72 条の 116）

**令和 2 年度上小阿仁村一般会計当初予算**における地方消費税交付金の社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

**歳入歳出予算**

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 18,899 千円

（歳出）

・老人福祉費（3 款 民生費 1 項 社会福祉費 3 目 老人福祉費） 93,161 千円

**【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】**

（単位：千円）

目名	予算額	本年度予算額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
老人福祉費	93,161	3,868	0	146	18,899	70,248